

藤沢市保育所条例の一部改正について
藤沢市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

2025年（令和7年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市保育所条例の一部を改正する条例

藤沢市保育所条例（平成27年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「5,500円」を「6,500円」に改め、同条第2号中「4,500円」を「5,100円」に改め、同条第3号中「1,000円」を「1,400円」に改める。

別表第1 藤沢市立柄沢保育園の項を削る。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第7条関係）

乳児又は幼児の属する世帯の区分		金額（月額）
A階層	生活保護法による被保護世帯	0円
B階層	A階層を除く市町村民税非課税世帯	0円
C1階層	市町村民税所得割合算額が 48,600円未満	1,000円
C2階層	48,600円以上123,000円未満	2,000円
C3階層	123,000円以上169,000円未満	3,000円
C4階層	該当するもの 169,000円以上	4,000円

備考 この表において「市町村民税所得割合算額」とは、前表備考に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、市内の公立保育所の給食食材料費を改定し、時間外保育に係る利用者負担額の第2子以降の軽減措置を廃止し、及び藤沢市立柄沢保育園を閉園することに伴い、所要の改正をする必要による。